

苫小牧工業高等専門学校学則

規則第1号

制 定	昭和39年4月1日
一部改正	昭40～平15年省略
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成17年4月1日
一部改正	平成19年4月1日
一部改正	平成20年4月1日
一部改正	平成20年5月27日
一部改正	平成20年12月25日
一部改正	平成21年7月15日
一部改正	平成21年9月17日
一部改正	平成24年3月21日
一部改正	平成25年2月21日
一部改正	平成26年4月1日
一部改正	平成28年1月26日
一部改正	平成28年5月19日

第1章 目的

(目的)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2章 修業年限，学年，学期，休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第2条 修業年限は、5年とする。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることができる。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 開校記念日 4月20日
 - 四 春季休業，夏季休業，冬季休業及び学年末休業
- 2 前項第四号に規定する休業日の終始及び臨時の休業日は，校長がその都度定める。

（授業終始の時刻）

第6条 授業終始の時刻は，校長が別に定める。

第3章 学科，学級数，入学定員及び職員組織

（学科，学級数及び入学定員）

第7条 学科，学級数及び入学定員は，次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入 学 定 員
創造工学科	5	200 人

2 前項に規定する学科に，第2学年から次の系を設ける。

機械系

都市・環境系

応用化学・生物系

電気電子系

情報科学・工学系

（教育上の目的）

第7条の2 創造工学科の教育上の目的は，別表第1のとおりとする。

（教職員）

第8条 本校に，校長，教授，准教授，講師，助教，助手，事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は，学校教育法その他法令の定めるところによる。

（主事）

第9条 本校に，教務主事，学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は教授をもって，学生主事及び寮務主事は教授又は准教授をもって充てる。

3 教務主事は，校長の命を受け，教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

4 学生主事は，校長の命を受け，学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

5 寮務主事は，校長の命を受け，寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

第10条 削除

（事務部）

第11条 本校に、学校の管理及びその他の事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第12条 第9条及び第11条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第14条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目並びにその開設単位数及び修得単位数は、一般科目にあつては別表第2、専門科目にあつては別表第3のとおりとする。

3 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年30単位時間計90単位時間実施する。

(単位数の計算)

第15条 各授業科目の単位数は、30単位時間の履修を1単位として計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4学年及び第5学年の授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、学外実習及び卒業研究については、その学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、それに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることがある。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学及び留学

(入学資格)

第16条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 中学校を卒業した者

二 中等教育学校の前期課程を修了した者

三 義務教育学校を卒業した者

四 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

- 五 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 八 その他相当年令に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学者の選抜及び入学の許可）

第17条 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

- 2 校長は、前項の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、中学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、面接評価及び調査書を主な資料として入学者の選抜を行うことができる。
- 3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、第38条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、入学を許可するものとする。

（編入学及び転学）

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年令に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がない場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に編入学を許可することができる。

- 2 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

（誓約書等の提出）

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

（転科）

第20条 削除

（休学）

第21条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

（休学期間）

第22条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

(復学)

第23条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(疾病による出席停止)

第24条 学生が感染症その他疾病に罹患したときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望するものがあるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(他の学校への入学等)

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第27条 校長は、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校又は大学に留学することを許可することがある。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することがある。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることがある。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

第6章 課程修了の認定、卒業等

(全課程修了認定の必要単位数)

第28条 全課程の修了の認定に必要な単位数は、167単位以上（そのうち、一般科目については81単位以上、専門科目については86単位以上とする。）とする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第29条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目において修得した単位を、30単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第30条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することがある。

2 前項により認定する単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第31条 前2条に関し、必要な事項は別に定める。

(各学年の課程の修了又は卒業の認定)

第32条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては学生の平素の成績を評価して行うものとする。

2 成績の評価、課程の修了及び卒業の認定に関し、必要な事項は別に定める。

(再履修)

第33条 前条の認定の結果、原学年に留められた者は、当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。

(卒業証書)

第34条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

(称号)

第35条 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

(在学年数)

第36条 全在学年数は7年までとする。ただし、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

2 第22条に規定する休学期間は、前項の在学年数に通算しない。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第37条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「規則」という。）に定める検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第38条 入学する者は、規則に定める入学料を、入学のための所用の手続を行うときに納付しなければならない。

(授業料)

第39条 学生は、規則に定める授業料の年額を、前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

- 2 前項の授業料は、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに納付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学する者が、入学のための所用の手続を行うときに申出により納付することができる。

(学年の途中で入学した者の授業料)

第40条 学年の途中で入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第41条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第42条 寄宿舎に入舎している学生は、入舎した日の属する月から退舎する日の属する月までの間、規則に定める寄宿料を納付するものとする。

第43条 削除

(検定料等の返還)

第44条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第39条第3項の規定により前期分及び後期分の授業料を納付した者が、後期分授業料の納付時期前に休学又は退学した場合には、申出により後期分授業料相当額を返還する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第39条第4項の規定により授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料相当額を返還する。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予)

第45条 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則（平成24年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第109号。）に基づき、入学料、授業料及び寄宿料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

- 2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

第8章 学生準則、賞罰及び除籍

(学生準則の遵守)

第46条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第48条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第49条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- 一 長期間にわたり行方不明の者
- 二 第22条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 第17条第3項に規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免除若しくは徴収猶予の不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者で、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しない者

第9章 寄宿舍

(寄宿舍)

第50条 本校に寄宿舍を設ける。

- 2 寄宿舍の運営その他必要な事項は別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第51条 本校の学生以外の者で、本校において特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、本校の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として校長が入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し、必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第52条 本校の学生以外の者で、本校の所定の授業科目中1科目又は複数科目について履修を希望する者があるときは、授業に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生

として校長が入学を許可することがある。ただし、他の大学、短期大学及び高等専門学校（外国の大学及び短期大学を含む。以下この条及び次条において「大学等」という。）に在籍している学生で、大学等との単位互換協定に基づく場合は、次条の規定を準用するものとする。この場合において、「特別聴講学生」とあるのは、「科目等履修生」と読み替えるものとする。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目については、単位の修得を認定することがある。
- 3 科目等履修生に関し、必要な事項は別に定める。

（特別聴講学生）

第52条の2 大学等に在籍している学生で、大学等との単位互換協定に基づき、本校が開設する特定の授業科目を履修しようとする者がいるときは、選考の上、特別聴講学生として校長が入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生が履修した授業科目について、単位の修得を認定することがある。
- 3 特別聴講学生に関し、大学等との単位互換協定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第11章 外国人留学生

（外国人留学生）

第53条 外国人で、高等専門学校において教育を受ける目的をもって入国し、本校に入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し、必要な事項は別に定める。

第12章 公開講座

（公開講座）

第54条 本校に、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座について、必要な事項は別に定める。

第13章 専攻科

第55条 本校に、専攻科を置く。

（目的）

第56条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

（専攻及び入学定員）

第57条 専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専	攻	入学定員
電子・生産システム工学専攻		12人

環 境 シ ス テ ム 工 学 専 攻	8 人
---------------------	-----

(教育上の目的)

第57条の2 各専攻の教育上の目的は、別表第4のとおりとする。

(修業年限及び在学期間)

第58条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第59条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- 四 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 六 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 七 その他本校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選抜)

第60条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜を行う。

(教育課程)

第61条 専攻科の授業科目及びその単位数は、一般科目にあつては別表第5、専門科目にあつては別表第6のとおりとする。

(休学期間)

第62条 専攻科学生の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

- 2 休学期間は、第58条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(修了)

第63条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

- 2 校長は、修了認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。
- 3 第1項に規定する修了の認定に関し、必要な事項は別に定める。

(準用規定)

第64条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第13条、第17条第3項、第19条、第21条、第23条から第25条まで、第27条第1項、第2項及び第4項、第30条、第31条、第37条から第49条までの規定を準用する。この場合において、第17条第3項中「前2項」とあるのは、「第60条」と、第27条第1項及び第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、第27条第2項及び第30条第2項中「30単位」とあるのは、「16単位」と、第49条第二号中「第22条」とあるのは、「第62条」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第65条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する事項は、別に定める。

第14章 教育プログラム

(「環境・生産システム工学」教育プログラム)

第66条 本校に、「環境・生産システム工学」教育プログラムを置く。

2 「環境・生産システム工学」教育プログラムについては、別に定める。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和40年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、昭和41年4月1日から実施する。
- 2 昭和41年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和43年12月1日から実施し、昭和43年4月1日から適用する。
- 2 昭和42年度以前の入学生は、第13条別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和46年10月1日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。ただし、昭和45年度入学生については、附則別表第1によって履修したものとみなす。

附 則

- 1 この学則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、この学則の改正後の苫小牧工業高等専門学校学則（以下「改正学則」という。）第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正学則第29条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同

額とする。

- 4 昭和47年度に入学する者の前期授業料，入学料及び検定料の額は，改正学則第27条，第28条及び第29条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 5 前項の規定が適用される者について，改正学則第30条の規定においては，昭和47年度に限り，同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは「当該前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。当該者が昭和47年度において復学した場合において，改正学則第30条の規定を適用するときにおいても，同様とする。
- 6 4項の規定が適用される者について，改正学則第31条の規定を適用する場合においては，昭和47年度に限り，同条中「授業料の年額の2分の1」とあるのは「前期において徴収する授業料の額」とする。
- 7 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業科目及び授業時間数については，改正学則第13条別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は，昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に存する改正前の苫小牧工業高等専門学校学則第13条別表2電気工学科の表中電気材料4年2を履修した者は改正後の同学則（以下「改正学則」という。）同表電気工学科の表中5年2を履修したものとみなす。
- 3 昭和48年度において5年目に進級する者については，改正学則第13条別表2の選定科目4年8，5年18の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この学則は，昭和49年5月17日から施行する。

附 則

この学則は，昭和50年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年3月31日に在学する者に係る授業料の額は，この学則による改正後の苫小牧工業高等専門学校学則（以下「改正学則」という。）第32条第1項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において，転学，編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は，改正学則第32条第1項の規定にかかわらず，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和51年度において入学した者から徴収する同年度に係る授業料の額は，改正学則第32条第1項の規定にかかわらず，前期9,600円，後期21,600円を合わせた額とする。
- 5 昭和51年度において，転学又は再入学をした者の属する年次の在学者が昭和51年度において入学した者である場合においては，当該転学又は再入学をした者について改正学則第33条の規定を適用するときは，昭和51年度に限り，同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは「当該前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 前2項の規定が適用される者について，改正学則第34条を適用するときは，昭和51年度に限り，同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは「前期において徴収する授業料の額」とする。

附 則

- 1 この学則は，昭和52年4月1日から施行する。

- 2 この学則の施行日前に在学している者に係る教育課程については、別表に定めるとおりとする。
- 3 昭和52年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和52年度における入学を許可される者に係る入学料の額は、第31条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年12月25日から施行する。ただし、別表第2（土木工学科）は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年10月1日から施行する。ただし、別表第2（機械工学科）は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年度において、5年目に進級する者に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 昭和57年度において、4年目及び3年目に進級する者に係る教育課程については、それぞれ別表に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 学則第14条第2項別表第1については、昭和58年度において5年目、4年目、3年目及び2年目に進級する者に係る教育課程は、それぞれ別表に定めるとおりとする。
- 3 学則第14条第2項別表第2機械工学科については、昭和58年度において5年目及び4年目に進級する者に係る教育課程は、それぞれ別表に定めるとおりとする。
- 4 学則第14条第2項別表第2電気工学科については、昭和58年度において5年目に進級する者に係る教育課程は、別表に定めるとおりとする。
- 5 学則第14条第2項別表第2土木工学科については、昭和58年度において5年目、4年目及び3年目に進級する者に係る教育課程は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 学則第14条第2項別表第1については、昭和59年度において5年目、4年目、3年目及び2年目に進級する者に係る教育課程は、それぞれ別表に定めるとおりとする。
- 3 学則第14条第2項別表第2機械工学科については、昭和59年度において5年目に進級する者に係る教育課程は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年3月19日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 別表第1一般科目（各学科共通）については、昭和63年度において5年目に進級する者に係る教育課程は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年2月18日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 学則第14条第2項別表第2電気工学科については、施行日において第2学年、第3学年及び第4学年に在籍する者に係る教育課程は、それぞれ別表に定めるとおりとし、第5学年に在籍する者に係る教育課程は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成3年4月8日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する学生に係る教育課程は、第14条第2項の規定にかかわらず、それぞれ別表に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日において、現に存する工業化学科については、改正後の学則第7条の規定にかかわらず、平成5年度以前に当該学科に入学した者が、在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則施行日において、平成5年度以前に入学した工業化学科の学生に係る専門科目の教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、当該学科の第2学年及び第3学年に在籍する学生は別表のとおりとし、第4学年及び第5学年に在籍する学生は平成4年4月1日施行の学則附則別表のとおりとする。
- 4 この学則施行日において、平成5年度以前に入学した学生に係る一般科目の教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、第2学年及び第3学年に在籍する学生は別表のとおりとし、第4学年及び第5学年に在籍する学生は平成4年4月1日施行の学則附則別表のとおりとする。
- 5 この学則施行日において、平成5年度以前に入学した情報工学科の学生に係る専門科目の教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日において、現に存する土木工学科については、改正後の学則第7条の規定にかかわらず、平成6年度以前に当該学科に入学した者が、在学しなくなる日ま

での間、存続するものとする。

- 3 この学則施行日において、平成6年度以前に入学した土木工学科の学生に係る専門科目の教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、当該学科の第2学年、第3学年及び第4学年に在籍する学生は別表のとおりとし、第5学年に在籍する学生は平成4年4月1日施行の学則附則別表のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、平成8年度以前に入学した学生に係る一般科目の教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、平成9年度以前に入学した学生に係る一般科目の教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する学生は、なお従前の例による。
- 3 この学則施行日において、平成9年度以前に入学した情報工学科の学生に係る専門科目の教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、当該学科の第2学年、第3学年及び第4学年に在籍する学生は、別表のとおりとし、第5学年に在籍する学生は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、第5学年に在籍する学生に係る専門科目の教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成14年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、平成10年度以前に入学した学生に係る専門科目の教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年3月20日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、平成14年度以前に入学した学生に係る一般科目、情報工学科、物質工学科、環境都市工学科の教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する学生は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、平成18年度以前に入学した学生に係る教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する学生は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、平成19年度以前に入学した学生に係る教育課程については、改正後の学則第61条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年5月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年12月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年7月15日から施行する。
- 2 この学則施行日において、平成18年度以前に入学した学生に係る教育課程については、改正後の学則第14条第2項の規定にかかわらず、第4学年及び第5学年に在籍する学生は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年9月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行により、苫小牧工業高等専門学校授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則（昭和39年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この学則は、平成25年2月21日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日において、施行日以前に許可された休学は、なお従前の例による。
- 3 この学則施行日において、平成25年度以前に入学した学生に係る教育課程については、改正後の学則第61条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則第7条、第7条の2、第14条及び第20条の規定にかかわらず、第1条に規定する目的を達成するため、本校に次の学科を置き、当該学科については、改正後の学則の各規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 機械工学科

(2) 電気電子工学科

(3) 情報工学科

(4) 物質工学科

(5) 環境都市工学科

3 前項各号に規定する学科は、平成28年3月31日に当該学科に在籍する者及び平成30年度までに編入学した者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成28年5月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第7条の2関係）

（創造工学科の教育上の目的）

創造工学科は、工学分野共通の基礎を教育した上で、豊かで安全な未来を創造するための核となる専門分野とその周辺分野の知識と技術に関する実践的な教育を行い、豊かな人間性と自主性及び広い視野をもった人材を育成する。

別表第2 (第14条関係)
一般科目

区分	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	国語	国語 I	3	3					
		国語 II	3		3				
		国語 III	2			2			
		修得単位計	8	3	3	2	0	0	
	社会	地理	2	2					
		歴史	2		2				
		倫理・社会	2		2				
		政治・経済	2			2			
	修得単位計	8	2	4	2	0	0		
	数学	数学 I A	4	4					
		数学 I B	3	3					
		数学 II A	3		3				
		数学 II B	3			3			
		数学 III A	4				4		
		数学 III B	2				2		
	修得単位計	19	7	6	6	0	0		
	理科	化学 I	2	2					
		化学 II	2		2				
		物理基礎	2	2					
		物理 I	2		2				
		物理 II	2			2			
		地学・生物	1	1					
	修得単位計	11	5	4	2	0	0		
	保健体育	保健	1	1					
		体育 I	2	2					
		体育 II	2		2				
		体育 III	2			2			
	修得単位計	7	3	2	2	0	0		
	外国語	英語 I A	3	3					
		英語 I B	2	2					
		英語 II A	3		3				
		英語 II B	2		2				
		英語 III A	3			3			
		英語 III B	2			2			
		英語 IV C	4				4		
	英語 V C	4					4		
	修得単位計	23	5	5	5	4	4		
	修得単位計	76	25	24	19	4	4		
	選択科目	芸術	音楽	1	1				
			美術	1	1				1科目1単位修得
			書道	1	1				
			開設単位計	3	3	0	0	0	0
		修得単位計	1	1	0	0	0	0	
		教養 I	法哲学	2				2	
経済学			2				2		
日本史			2				2		
社会学			2				2		
第二外国語 A			2				2		
第二外国語 B			2				2		
特別学修 I			2				2		
開設単位計			16	0	0	0	(16)	(16)	
修得単位計		2以上	0	0	0	2以上			
教養 II		日本事情	2				2		
		英会話	2				2		
		英語特論 A	2				2		
		英語特論 B	2				2		
		日本語コミュニケーション	2				2		
		数学特別講義	2				2		
		現代科学特論	2				2		
		特別学修 II	2				2		
開設単位計	16	0	0	0	(16)	(16)			
修得単位計	2以上	0	0	0	2以上				
開設単位計	35	3	0	0	(32)	(32)			
修得単位計	5以上	1	0	0	4以上				
開設単位合計	111	28	24	19	(36)	(36)			
修得単位合計	81以上	26	24	19	12以上				

別表第3 (第14条関係)
専門科目 (機械系)

区分	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
全 系 共 通	創 造 工 学 I	4	4					
	創 造 工 学 II	2		2				
	創 造 工 学 III	2			2			
	情 報 技 術 基 礎	2	2					
	応 用 数 学 I	2				2		
	応 用 数 学 II	2				2		
	応 用 物 理 I	2				2		
	プ レ 卒 業 研 究	1				1		
	修 得 単 位 計	17	6	2	2	7	0	
	情 報 技 術	1		1				
	プ ロ グ ラ ミ ン グ	2				2		
	工 業 力 学 I	1		1				
	工 業 力 学 II	2			2			
	材 料 力 学 I	2			2			
	材 料 力 学 II	2				2		
	機 械 材 料 学 I	1			1			
	機 械 材 料 学 II	2				2		
環 境 エ ネ ル ギ シ ス テ ム	2				2			
熱 工 学 I	2				2			
熱 工 学 II	2					2		
流 体 工 学 I	2				2			
流 体 工 学 II	2					2		
加 工 学 I	1			1				
加 工 学 II	2				2			
機 械 力 学	2				2			
機 械 設 計 製 図 I	3		3					
機 械 設 計 製 図 II	3			3				
機 械 設 計 製 図 III	3				3			
機 械 設 計 製 図 IV	2					2		
機 械 工 学 実 験 I	3				3			
機 械 工 学 実 験 II	3					3		
機 械 工 学 実 習 I	3		3					
機 械 工 学 実 習 II	3			3				
修 得 単 位 計	51	0	8	12	22	9		
機 械 コ ー ス	制 御 工 学	2					2	
	生 産 工 学	2					2	
	卒 業 研 究	8					8	
	修 得 単 位 計	12	0	0	0	0	12	
フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス	ビ ジ ネ ス I	2				2		
	ビ ジ ネ ス II	2					2	
	ビ ジ ネ ス III	2					2	
	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2					2	
	フ ロ ン テ ィ ア 研 究	4					4	
	修 得 単 位 計	12	0	0	0	2	10	
開 設 単 位 計	92	6	10	14	31	31		
機 械 コ ー ス 修 得 単 位 計	80	6	10	14	29	21		
フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス 修 得 単 位 計	80	6	10	14	31	19		
全 系 共 通	機 械 工 学 概 論	2					2	機 械 コ ー ス 履 修 者 は、2科 目 4単 位 以 上 修 得 フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス 履 修 者 は、医 療 ・ 福 祉、デ ザ イ ン と C A D、エ ネ ル ギ ー 概 論、応 用 数 学 III、応 用 数 学 IV、応 用 物 理 II、応 用 物 理 IIIの 中 から 2科 目 4単 位 以 上 修 得
	地 球 環 境 科 学 概 論	2					2	
	生 体 ・ 微 生 物 学 概 論	2					2	
	電 気 工 学 概 論	2					2	
	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2					2	
	医 療 ・ 福 祉	2					2	
	デ ザ イ ン と C A D	2					2	
	エ ネ ル ギ ー 概 論	2					2	
	応 用 数 学 III	2					2	
	応 用 数 学 IV	2					2	
	応 用 物 理 II	2					2	
	応 用 物 理 III	2					2	
	開 設 単 位 計	24	0	0	0	(24)	(24)	
修 得 単 位 計	4以 上	0	0	0	4以 上			
機 械 系 共 通	医 療 機 械 工 学	2					2	1科 目 2単 位 以 上 修 得
	シ ス テ ム 制 御	2					2	
	計 測 工 学	2					2	
	学 外 実 習	1				1		
	特 別 学 修 (機 械 工 学)	2				2以 内		
	開 設 単 位 計	9	0	0	0	(3)	(8)	
修 得 単 位 計	2以 上	0	0	0	2以 上			
開 設 単 位 計	33	0	0	0	(27)	(32)		
修 得 単 位 計	6以 上	0	0	0	6以 上			
開 設 単 位 合 計	125	6	10	14	(58)	(62)		
機 械 コ ー ス 修 得 単 位 合 計	86以 上	6	10	14	56以 上			
フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス 修 得 単 位 合 計	86以 上	6	10	14	56以 上			

専門科目（都市・環境系）

区分	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
全 系 共 通	創 造 工 学 I	4	4					
	創 造 工 学 II	2		2				
	創 造 工 学 III	2			2			
	情 報 技 術 基 礎	2	2					
	応 用 数 学 I	2				2		
	応 用 数 学 II	2				2		
	応 用 物 理 I	2				2		
プ レ 卒 業 研 究	1					1		
修 得 単 位 計	17	6	2	2	7	0		
都 市 ・ 環 境 系 通 共	情 報 報 処 理 学	1		1				
	都 市 ・ 環 境 工 学 概 論	1		1				
	建 設 材 料 学	1			1			
	測 量 学 I	2		2				
	測 量 学 II	2				2		
	構 造 力 学 I	2		2				
	構 造 力 学 II	2			2			
	構 造 力 学 III	2				2		
	水 理 学 I	2			2			
	水 理 学 II	2				2		
	地 盤 工 学 I	2			2			
	地 盤 工 学 II	2				2		
	コ ン ク リ ー ト 構 造 学 I	2				2		
	道 路 構 造 工 学	2				2		
	都 市 計 画	2				2		
	計 画 シ ス テ ム 分 析	2					2	
	衛 生 工 学	2					2	
	測 量 学 実 習 I	1		1				
	測 量 学 実 習 II	2			2			
	都 市 ・ 環 境 設 計 製 図 I	1		1				
都 市 ・ 環 境 設 計 製 図 II	1			1				
都 市 ・ 環 境 設 計 製 図 III	1				1			
都 市 ・ 環 境 設 計 製 図 IV	1					1		
都 市 ・ 環 境 工 学 実 験 I	2			2				
都 市 ・ 環 境 工 学 実 験 II	3					3		
社 会 基 礎 工 学	1					1		
環 境 工 学 I	1					1		
修 得 単 位 計	45	0	8	12	20	5		
都 市 ・ 環 境 コ ー ス	フ ィ ー ル ド ワ ー ク I	1				1		
	フ ィ ー ル ド ワ ー ク II	1					1	
	建 設 マ ネ ジ メ ン ト	2					2	
	卒 業 研 究	8					8	
修 得 単 位 計	12	0	0	0	1	11		
フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス	ビ ジ ネ ス I	2					2	
	ビ ジ ネ ス II	2					2	
	ビ ジ ネ ス III	2					2	
	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2					2	
	フ ロ ン テ ィ ア 研 究	4					4	
修 得 単 位 計	12	0	0	0	2	10		
開 設 単 位 計	86	6	10	14	30	26		
修 得 単 位 計 (都 市 ・ 環 境 コ ー ス)	74	6	10	14	28	16		
修 得 単 位 計 (フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス)	74	6	10	14	29	15		
全 系 共 通	機 械 工 学 概 論	2					2	都 市 ・ 環 境 コ ー ス 履 修 者 は、 2 科 目 4 単 位 以 上 修 得 フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス 履 修 者 は、 医 療 ・ 福 祉、 デ ザ イ ン と C A D、 エ ネ ル ギ ー 概 論、 応 用 数 学 III、 応 用 数 学 IV、 応 用 物 理 II、 応 用 物 理 III の 中 か ら 2 科 目 4 単 位 以 上 修 得
	地 球 環 境 科 学 概 論	2					2	
	生 体 ・ 微 生 物 学 概 論	2					2	
	電 気 工 学 概 論	2					2	
	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2					2	
	医 療 ・ 福 祉	2					2	
	デ ザ イ ン と C A D	2					2	
	エ ネ ル ギ ー 概 論	2					2	
	応 用 数 学 III	2					2	
	応 用 数 学 IV	2					2	
	応 用 物 理 II	2					2	
	応 用 物 理 III	2					2	
	開 設 単 位 計	24	0	0	0	(24)	(24)	
修 得 単 位 計	4以上	0	0	0	4以上			
都 市 ・ 環 境 系 共 通	河 川 ・ 水 資 源 工 学	2					2	都 市 ・ 環 境 コ ー ス 履 修 者 は、 4 科 目 8 単 位 上 修 得 フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス 履 修 者 は、 全 系 共 通 選 択 と 合 わ せ て 6 科 目 12 単 位 以 上 修 得
	海 岸 ・ 港 湾 工 学	2					2	
	橋 梁 ・ 耐 震 工 学	2					2	
	コ ン ク リ ー ト 構 造 学 II	2					2	
	交 通 シ ス テ ム	2					2	
	景 観 工 学	2					2	
	環 境 工 学 II	2					2	
	学 外 実 習	1				1		
特 別 学 修 (都 市 ・ 環 境 工 学)	1					1		
開 設 単 位 計	16	0	0	0	(2)	(15)		
修 得 単 位 計	8以上	0	0	0	8以上			
開 設 単 位 計	40	0	0	0	(26)	(39)		
修 得 単 位 計	12以上	0	0	0	12以上			
開 設 単 位 合 計	126	6	10	14	(56)	(65)		
修 得 単 位 合 計 (都 市 ・ 環 境 コ ー ス)	86以上	6	10	14	56以上			
修 得 単 位 合 計 (フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス)	86以上	6	10	14	56以上			

専門科目 (応用化学・生物系)

区分	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
全 系 通	創 造 工 学 I	4	4						
	創 造 工 学 II	2		2					
	創 造 工 学 III	2			2				
	情 報 技 術 基 礎	2	2						
	応 用 数 学 I	2				2			
	応 用 数 学 II	2				2			
	応 用 物 理 I	2				2			
レ 卒 業 研 究	1					1			
修 得 単 位 計	17	6	2	2	7	0			
応 用 化 学 ・ 生 物 系 通 共	分 析 化 学 I	1		1					
	分 析 化 学 II	1		1					
	分 析 化 学 III	1			1				
	無 機 化 学 I	1		1					
	無 機 化 学 II	1			1				
	無 機 化 学 III	2				2			
	有 機 化 学 I	1		1					
	有 機 化 学 II	1			1				
	有 機 化 学 III	2				2			
	有 機 化 学 演 習	1					1		
	物 理 化 学 I	1			1				
	物 理 化 学 II	2				2			
	物 理 化 学 演 習	1					1		
	生 物 学	1		1					
	生 化 学 I	1			1				
	生 化 学 II	2				2			
	分 子 生 物 学	2				2			
	化 学 工 学 I	1			1				
	化 学 工 学 II	2				2			
	化 学 工 学 演 習	1					1		
	情 報 処 理 I	1				1			
	情 報 処 理 II	1					1		
	機 器 分 析	2					2		
高 分 子 化 学	2					2			
品 質 管 理	2					2			
応 用 化 学 ・ 生 物 実 験 I	3		3						
応 用 化 学 ・ 生 物 実 験 II	6			6					
修 得 単 位 計	43	0	8	12	13	10			
機 能 材 料 コー ス	機 能 材 料 I	2				2			
	機 能 材 料 II	2					2		
	応 用 物 理 化 学	2					2		
	プ ロ セ ス 設 計	2					2		
	機 能 材 料 実 験	6				6			
	卒 業 研 究	8					8		
	修 得 単 位 計	22	0	0	0	8	14		
食 品 ・ バイ オ コー ス	応 用 微 生 物 学	2				2			
	遺 伝 子 工 学	2					2		
	分 子 細 胞 生 物 学	2					2		
	食 品 科 学	2					2		
	食 品 ・ 生 物 化 学 実 験	6				6			
	卒 業 研 究	8					8		
	修 得 単 位 計	22	0	0	0	8	14		
フ ロ ン ティ ア コー ス	機 能 材 料 I	2				2			
	機 能 材 料 II	2					2		
	機 能 材 料 実 験	6				6			
	ビ ジ ネ ス I	2				2			
	ビ ジ ネ ス II	2					2		
	ビ ジ ネ ス III	2					2		
	国 際 コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン	2					2		
フ ロ ン ティ ア 研 究	4					4			
修 得 単 位 計	22	0	0	0	10	12			
開 設 単 位 計	126	6	10	14	46	50			
修 得 単 位 計 (機 能 材 料 コー ス)	82	6	10	14	28	24			
修 得 単 位 計 (食 品 ・ バイ オ コー ス)	82	6	10	14	28	24			
修 得 単 位 計 (フ ロ ン ティ ア コー ス)	82	6	10	14	30	22			
選 択 科 目	全 系 通	機 械 工 学 概 論	2				2		機 能 材 料 コー ス 及 び 食 品 ・ バイ オ コー ス 履 修 者 は、 2科 目 4単 位 以 上 修 得 フ ロ ン ティ ア コー ス 履 修 者 は、 医 療 ・ 福 祉、 デ ザ イ ン と C A D、 エ ネ ル ギ ー 概 論、 応 用 数 学 III、 応 用 数 学 IV、 応 用 物 理 II、 応 用 物 理 III の 中 か ら 2科 目 4単 位 以 上 修 得
		地 球 環 境 科 学 概 論	2				2		
		生 体 ・ 微 生 物 学 概 論	2				2		
		電 気 工 学 概 論	2				2		
		国 際 コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン	2				2		
		医 療 ・ 福 祉	2				2		
		デ ザ イ ン と C A D	2				2		
		エ ネ ル ギ ー 概 論	2				2		
		応 用 数 学 III	2				2		
		応 用 数 学 IV	2				2		
	応 用 物 理 II	2				2			
	応 用 物 理 III	2				2			
	開 設 単 位 計	24	0	0	0	(24)	(24)		
	修 得 単 位 計	4以 上	0	0	0	4以 上			
応 用 化 学 ・ 生 物 系 通 共	学 外 実 習	1				1		全 系 共 通 選 択 と 合 わ せ て 2科 目 4単 位 以 上 修 得	
	特 別 学 修 (応 用 化 学 ・ 生 物 工 学)	1				1			
	開 設 単 位 計	2	0	0	0	(2)	(1)		
	修 得 単 位 計	0以 上	0	0	0	0以 上			
開 設 単 位 計	26	0	0	0	(26)	(25)			
修 得 単 位 計	4以 上	0	0	0	4以 上				
開 設 単 位 合 計	152	6	10	14	(72)	(75)			
修 得 単 位 合 計 (機 能 材 料 コー ス)	86以 上	6	10	14	56以 上				
修 得 単 位 合 計 (食 品 ・ バイ オ コー ス)	86以 上	6	10	14	56以 上				
修 得 単 位 合 計 (フ ロ ン ティ ア コー ス)	86以 上	6	10	14	56以 上				

専門科目 (電気電子系)

区分	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
全 系 共 通	創 造 工 学 I	4	4					
	創 造 工 学 II	2		2				
	創 造 工 学 III	2			2			
	情 報 技 術 基 礎	2	2					
	応 用 数 学 I	2				2		
	応 用 数 学 II	2				2		
	応 用 物 理 I	2				2		
プ レ 卒 業 研 究	1					1		
修 得 単 位 計	17	6	2	2	7	0		
電 子 系 共 通	電 気 磁 気 学 I	2		2				
	電 気 磁 気 学 II	2			2			
	電 気 回 路 I	2		2				
	電 気 回 路 II	2			2			
	伝 送 線 路 理 論	2				2		
	高 周 波 回 路	2				2		
	情 報 処 理 演 習 I	1		1				
	情 報 処 理 演 習 II	1			1			
	情 報 処 理 演 習 III	1				1		
	電 気 電 子 計 測	2				2		
	電 気 機 器 I	2			2			
	電 気 機 器 II	2				2		
	エ ネ ルギ ー 変 換 工 学	2				2		
	電 子 デ バ イ ス	2			2			
	電 子 回 路 I	2				2		
	電 子 回 路 II	2				2		
	デ ィ ジ タ ル 回 路	2					2	
	制 御 工 学 I	2					2	
	通 信 工 学 I	2				2		
	電 気 電 子 創 造 実 験	3		3				
電 気 電 子 工 学 実 験 I	3			3				
電 気 電 子 工 学 実 験 II	3				3			
電 気 電 子 工 学 実 験 III	2					2		
電 気 電 子 セ ミ ナ ー	1				1			
修 得 単 位 計	47	0	8	12	21	6		
電 子 コ ー ス	電 気 電 子 材 料 学	2					2	
	シ ス テ ム 工 学	2					2	
	卒 業 研 究	8					8	
修 得 単 位 計	12	0	0	0	0	12		
フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス	ビ ジ ネ ス I	2					2	
	ビ ジ ネ ス II	2					2	
	ビ ジ ネ ス III	2					2	
	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2					2	
	フ ロ ン テ ィ ア 研 究	4					4	
修 得 単 位 計	12	0	0	0	2	10		
開 設 単 位 計	88	6	10	14	30	28		
修 得 単 位 計 (電 気 電 子 コ ー ス)	76	6	10	14	28	18		
修 得 単 位 計 (フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス)	76	6	10	14	30	16		
全 系 共 通	機 械 工 学 概 論	2					2	電 気 電 子 コ ー ス 履 修 者 は、2科 目 4単 位 以 上 修 得 フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス 履 修 者 は、医 療 ・ 福 祉、デ ザ イン と C A D、エ ネ ルギ ー 概 論、応 用 数 学 III、応 用 数 学 IV、応 用 物 理 II、応 用 物 理 IIIの 中 から 2科 目 4単 位 以 上 修 得
	地 球 環 境 科 学 概 論	2					2	
	生 体 ・ 微 生 物 学 概 論	2					2	
	電 気 工 学 概 論	2					2	
	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2					2	
	医 療 ・ 福 祉	2					2	
	デ ザ イン と C A D	2					2	
	エ ネ ルギ ー 概 論	2					2	
	応 用 数 学 III	2					2	
	応 用 数 学 IV	2					2	
	応 用 物 理 II	2					2	
	応 用 物 理 III	2					2	
	開 設 単 位 計	24	0	0	0	(24)	(24)	
修 得 単 位 計	4以 上	0	0	0	4以 上			
電 子 系 共 通	電 力 シ ス テ ム 工 学	2					2	3科 目 6単 位 以 上 修 得
	パ ワ ー エ レ ク ト ロ ニ ク ス	2					2	
	制 御 工 学 II	2					2	
	電 磁 波 工 学	2					2	
	半 導 体 工 学	2					2	
	通 信 工 学 II	2					2	
	信 号 処 理 学	2					2	
	学 外 実 習	1				1		
特 別 学 修 (電 気 電 子 工 学)	1					1		
開 設 単 位 計	16	0	0	0	(2)	(15)		
修 得 単 位 計	6以 上	0	0	0	6以 上			
開 設 単 位 計	40	0	0	0	(26)	(39)		
修 得 単 位 計	10以 上	0	0	0	10以 上			
開 設 単 位 合 計	128	6	10	14	(56)	(62)		
修 得 単 位 合 計 (電 気 電 子 コ ー ス)	86以 上	6	10	14	56以 上			
修 得 単 位 合 計 (フ ロ ン テ ィ ア コ ー ス)	86以 上	6	10	14	56以 上			

専門科目 (情報科学・工学系)

区分	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
全共 系通	創造工学 I	4	4					
	創造工学 II	2		2				
	創造工学 III	2			2			
	情報技術基礎	2	2					
	応用数学 I	2				2		
	応用数学 II	2				2		
	応用物理 I	2				2		
	卒業業務研究	1					1	
	修得単位数計	17	6	2	2	7	0	
	回路理論 I	2			2			
回路理論 II	2				2			
電子工学	1			1				
回路理論 I	2		2					
回路理論 II	1			1				
プログラミング I	3		3					
プログラミング II	2			2				
システムソフトウェア	2					2		
オペレーティングシステム	2					2		
ソフトウェア工学	2					2		
計算機システム	2			2				
ハードウェア総論	2				2			
情報数学	2				2			
コンピュータグラフィックス	2					2		
データベース	2				2			
デジタル信号処理	2					2		
組み込みシステム総論	2					2		
情報通信	2				2			
システム工学	2					2		
情報科学・工学セミナー	1				1			
ソフトウェアデザイン演習 I	1			1				
ソフトウェアデザイン演習 II	1				1			
ソフトウェアデザイン演習 III	1				1			
情報セキュリティ演習	1				1			
情報科学・工学実験 I	3		3					
情報科学・工学実験 II	3			3				
情報科学・工学実験 III	3				3			
情報科学・工学実験 IV	2					2		
修得単位数計	53	0	8	12	21	12		
線形システム演習	2					2		
リアルタイム OS 演習	1					1		
ネットワーク演習	1					1		
卒業業務研究	8					8		
修得単位数計	12	0	0	0	0	12		
ビジネスマ I	2					2		
ビジネスマ II	2					2		
ビジネスマ III	2					2		
国際コミュニケーション	2					2		
フロンティア研究	4					4		
修得単位数計	12	0	0	0	2	10		
開設単位数計	94	6	10	14	30	34		
修得単位数計 (情報科学・工学コース)	82	6	10	14	28	24		
修得単位数計 (フロンティアコース)	82	6	10	14	30	22		
全共 系通	機械工学概論	2					2	情報科学・工学コース履修者は、2科目4単位以上修得 フロンティアコース履修者は、医療・福祉、デザインとCAD、エネルギー概論、応用数学III、応用数学IV、応用物理II、応用物理IIIの中から2科目4単位以上修得
	地球環境科学概論	2					2	
	生体・微生物学概論	2					2	
	電気工学概論	2					2	
	国際コミュニケーション	2					2	
	医療・福祉	2					2	
	デザインとCAD	2					2	
	エネルギー概論	2					2	
	応用数学 III	2					2	
	応用数学 IV	2					2	
	応用物理 II	2					2	
	応用物理 III	2					2	
	開設単位数計	24	0	0	0	(24)	(24)	
	修得単位数計	4以上	0	0	0	4以上		
	情報科学・工学系共通	学外実習	1				1	
特別学修 (情報科学・工学)	2				2以内			
開設単位数計	3	0	0	0	(3)	(2)		
修得単位数計	0以上	0	0	0	0以上			
開設単位数計	27	0	0	0	(27)	(26)		
修得単位数計	4以上	0	0	0	4以上			
開設単位数合計	121	6	10	14	(57)	(60)		
修得単位数合計 (情報科学・工学コース)	86以上	6	10	14	56以上			
修得単位数合計 (フロンティアコース)	86以上	6	10	14	56以上			

別表第4（第57条の2関係）

（各専攻の教育上の目的）

(1) 電子・生産システム工学専攻

準学士課程で修得した機械・電気電子・情報工学の知識や技術を基礎とし、境界領域を認識できる能力、「ものづくり」の基礎となる幅広い分野の実践的・複合的能力を育成する。

(2) 環境システム工学専攻

準学士課程で修得した物質工学・環境都市工学の知識や技術を基礎とし、境界領域を認識できる能力、素材・材料、生物機能、社会基盤に関する分野の実践的・複合的能力を育成する。

別表第5 (第61条関係)

一般科目 (各専攻共通)

区分	授業科目	単位数		学年別単位		備考
		必修	選択	1年	2年	
一般科目	応用英語Ⅰ	2		2		
	応用英語Ⅱ	2		2		
	異文化コミュニケーション	2		2		
	現代日本経済論		2		2	
	中国文化論		2		2	
	日本語表現法		2		2	
開設単位合計		6	6	6	6	
修得単位合計		8以上		8以上		

別表第6 (第61条関係)

電子・生産システム工学専攻

区分	授 業 科 目	単 位 数		学年別単位		備 考
		必修	選択	1年	2年	
専 門 共 通 科 目	技 術 者 倫 理	2		2		} 応用数学特論 I・IIより1科目以上選択
	応 用 数 学 特 論 I		2	2		
	応 用 数 学 特 論 II		2	2		
	ラ イ フ サ イ エ ン ス	2		2		
	量 子 論	2		2		
	熱 統 計 力 学	2		2		
	品 質 シ ス テ ム 工 学	2			2	
	創 造 工 学	2		2		
	エ ン ジ ニ ア リ ン グ デ ザ イ ン	2			2	
	マ ル チ メ デ ィ ア 工 学	2		2		
	防 災 工 学	2			2	
	寒 地 環 境 工 学 特 論	2			2	
	開 設 単 位 合 計	20	4	16	8	
	修 得 単 位 合 計	22以上		22以上		
専 門 科 目	電 子 物 性 工 学 特 論	2			2	
	弾 性 学	2		2		
	固 体 力 学 特 論		2	2		
	流 体 力 学		2	2		
	材 料 シ ス テ ム 工 学		2		2	
	エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学 特 論		2		2	
	応 用 計 測 工 学		2	2		
	回 路 工 学 特 論		2	2		
	ロ ボ ッ ト 工 学		2		2	
	符 号 理 論		2	2		
	情 報 ネットワーク工学		2		2	
	情 報 シ ス テ ム 設 計		2		2	
	ハ ー ド ウ ェ ア シ ス テ ム 設 計		2	2		
	セ ン サ 工 学		2	2		
学 外 研 修	2		2			
電 子 ・ 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 実 験	2		2			
電 子 ・ 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 演 習	2			2		
電 子 ・ 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究 I	6		6			
電 子 ・ 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究 II	8			8		
開 設 単 位 合 計	24	24	26	22		
修 得 単 位 合 計	32以上		32以上			

(注) 別に定める他の大学等で履修した場合、その修得単位のうち専門科目14単位を上限とし、修得単位に含めることができる。

別表第6 (第61条関係)

環境システム工学専攻

区分	授 業 科 目	単位数		学年別単位		備 考
		必修	選択	1年	2年	
専 門 共 通 科 目	技 術 者 倫 理	2		2		} 応用数学特論 I・II より 1 科目以上選択
	応 用 数 学 特 論 I		2	2		
	応 用 数 学 特 論 II		2	2		
	ラ イ フ サ イ エ ン ス	2		2		
	量 子 論	2		2		
	熱 統 計 力 学	2		2		
	品 質 シ ス テ ム 工 学	2			2	
	創 造 工 学	2		2		
	エ ン ジ ニ ア リ ン グ デ ザ イ ン	2			2	
	マ ル チ メ デ ィ ア 工 学	2		2		
	防 災 工 学	2			2	
	寒 地 環 境 工 学 特 論	2			2	
	開 設 単 位 合 計	20	4	16	8	
修 得 単 位 合 計	22以上		22以上			
専 門 科 目	材 料 科 学		2	2		} 材料科学・コンクリート工学より 1 科目以上選択
	コ ン ク リ ー ト 工 学		2	2		
	有 機 材 料 工 学		2		2	
	水 理 学 特 論		2		2	
	固 体 力 学 特 論		2	2		
	弾 性 学		2	2		
	流 体 力 学		2	2		
	都 市 シ ス テ ム 工 学		2		2	
	地 盤 工 学 特 論		2	2		
	道 路 工 学 特 論		2		2	
	環 境 分 析 化 学		2	2		
	セ ル ロ ー ス 工 学		2	2		
	生 物 機 能 工 学		2	2		
	プ ロ セ ス エ ン ジ ニ ア リ ン グ		2		2	
	学 外 研 修	2		2		
	環 境 シ ス テ ム 工 学 特 別 実 験	2		2		
環 境 シ ス テ ム 工 学 特 別 演 習	2			2		
環 境 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究 I	6		6			
環 境 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究 II	8			8		
開 設 単 位 合 計	20	28	28	20		
修 得 単 位 合 計	32以上		32以上			

(注) 別に定める他の大学等で履修した場合、その修得単位のうち専門科目14単位を上限とし、修得単位に含めることができる。